

遠隔服薬指導の要件について（特区法（都市部）と改正薬機法）

要件	特区法（都市部）	改正薬機法
事前の対面での服薬指導	⇒必要 ・対面で服薬指導を受けたことがある薬剤師であれば、 <u>新たな処方薬ごとに事前の対面服薬指導を実施することは必須ではない。</u>	⇒必要 ・対面で服薬指導を受けたことがある薬剤師であっても、 <u>新たな処方薬に関してオンライン服薬指導を受ける場合は、当該処方薬について事前の対面服薬指導が必要。</u>
服薬指導計画の策定等	⇒必要 ・服薬指導計画の策定及び同計画に基づく服薬指導の実施が必要。	⇒必要 ・服薬指導計画の策定及び同計画に基づく服薬指導の実施が必要。
服薬指導の対象となる処方箋	⇒ <u>対面以外の方法による診察</u> に基づいた処方箋のみ対象。 ※電話診療に基づいた処方箋を含む。	⇒ <u>オンライン診療</u> または <u>訪問診療</u> に基づいた処方箋のみ。
処方箋の取扱	⇒ <u>処方箋原本が薬局に届いた後、患者への薬剤の送付が可能。</u>	⇒ <u>処方箋原本が薬局に届いた後、患者への薬剤の送付が可能。</u>
薬剤の配送について	⇒ <u>患者への薬剤の配送可能</u> ※薬剤の品質保持や患者への確実な授与等の措置が必要。	⇒ <u>患者への薬剤の配送可能</u> ※薬剤の品質保持や患者への確実な授与等の措置が必要。
服薬指導を行う薬剤師	⇒ <u>同一の薬剤師であることは必須ではない。</u> ※薬剤師と利用者の信頼関係が構築されており、当該薬剤師は、当該患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握していることに留意しながら実施。	⇒原則、 <u>同一の薬剤師</u> が行うこと。 ※やむを得ない場合に、当該患者に対面による服薬指導を行ったことのある当該薬局の薬剤師が当該薬剤師と連携した実施は可能。（※服薬指導計画への記載が必要）
その他	・ <u>オンライン服薬指導を実施する薬局は都道府県等の登録及び実施状況の定期報告が必要。</u> ・対象患者は特区内に居住する者のみ。 ・ <u>映像・音声を含むオンライン服薬指導の記録作成・保存（指導から起算して1月）が必要。</u> ・特区の過疎地でのオンライン服薬指導の場合、事前の対面での服薬指導や服薬指導計画の策定等を要しない。	